

「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」の公表に関するコメント

平成 20 年 9 月 19 日

あずさ監査法人

平成 20 年 6 月 20 日付で公表されました「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 定義に関して（第4項、第39項から第51項）

(1) 「過去」の定義に関して（第4項(4)、(7)）

(4)「会計上の変更」の定義にある「過去の誤謬」という用語は抽象的であるため、「過去の財務諸表における誤謬」、「前の期間における誤謬」などとしてはいかがでしょうか（第4項(9)、24項参照）。

また、(7)「会計上の見積りの変更」の定義にある「過去」に行った会計上の見積りとは、どのようなタイミングか、例えば直前期など、明確に記載していただきたい。

(2) 「表示方法の変更」の定義に関して（第4項(6)）

「会計処理の変更に伴うものは、表示方法の変更には該当しない。」とあるが、会計処理の変更は、会計方針の変更によるものであるから（第4項(1)、(5)）、端的に「会計方針の変更に伴うものは、」としてはいかがでしょうか。

(3) 「会計方針の変更」と「表示方法の変更」との区分に関して（第42項）

会計方針の変更と表示方法の変更との区分は、表示方法の変更が、何らかの会計処理の変更に伴うものであったかどうかにより判断するとして、売上高と売上原価を相殺表示から総額表示へ変更する場合が例示されているが、これは、売上高と売上原価として処理することが適切でなかった場合から、総額表示して処理することが適切となったことにより、会計処理の変更を行う場合と考えられる。相殺表示という記載は、表示方法として誤解をまねくおそれがあるため、記載方法を検討していただきたい。また、表示方法の変更があった場合に、会計処理の変更として取扱うべきかどうかは議論が生じるところでもあるため、実務上の混乱をさけるためにも、具体的な判断指針を記載していただきたい。

(4) 「重要な誤謬」の定義について（48項）

国際財務報告基準では「重要な誤謬」を定義しているのに対して、本会計基準では重要性は誤謬に限らないものであることから、定義を行わないものとされているが、どこまでを修正再表示が必要な誤謬として考えるかは、他の一般的な重要性とは性格が異なるものと考えられるため、国際財務報告基準において、あえて誤謬については重要な誤謬を定義している趣旨を鑑みて、日本では定義しない理由をもう少し詳しく記載してはいかがでしょうか。

(5) 注記だけに影響する変更について（4項(1)、(5)）

関連当事者の開示に関する会計基準、セグメント情報等の開示に関する会計基準、退職給付に係る会計基準の一部改正（その2）（複数事業主制度の注記）、1株当たり当期純利益に関する会計基準など、注記にしか会計基準等の改正が影響しない場合についても、会計方針の変更に該当するかどうかは、52項でいう「改正された会計基準等について、会計方針の変更に該当するかどうかについて判断に迷う場合」に該当し、基準ご

とにその改正の際に取扱いが示されるということによってよろしいでしょうか。もしそうであれば、その旨も記載してはいかがでしょうか。

また、会計基準等の改正以外の場合で、注記の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続を変更した場合について、監査委員会報告第 78 号では「財務諸表に係る注記の内容を変更する場合にも会計方針の変更に該当する場合がある。」とされているが、どのような場合に会計方針の変更に該当すると考えるのか記載してはいかがでしょうか。

2. 未適用の会計基準等に関する注記について（第16項）

未適用の会計基準等に関する注記に関して、次の点を明らかにするとともに、開示例を入れていただきたい。

- ・ 未適用の会計基準等の範囲には、日本の会計基準のみならず、在外子会社に適用される米国会計基準と国際財務報告基準も含まれるのかどうか
- ・ 新しい会計基準等の適用による影響には、将来適用になったときの影響のみならず、将来適用になったときの当期の財務諸表への遡及的な影響も含むのかどうか
- ・ 適用による影響に関する記述には、金額的な影響は含まれないのかどうか

未適用の会計基準等に関する注記はこれまでにないものであるため、財務諸表作成者及び監査人の実務への負担を考えると、どのような開示を想定しているかをより明確にする必要があるのではないかと思われる。

3. 修正再表示の原則的な取扱いが実務上不可能な場合について（第 83 項、第 84 項）

国際財務報告基準同様、8 項のような場合には、実際に実務上不可能な場合が生じる可能性はあると思われるので、監査をする立場からは、実務上不可能な場合を会計基準において明示してはいかがでしょうか。

以 上